

第7章 自分に合った環境で安心して暮らせるために

高齢者が安心して暮らし続けるためには、まずは、自分に合った住まいを確保することが必要です。若い時は、高台の住宅であっても急坂が苦にならなかったり、車を利用することで、買い物や通院など容易に移動できていても、加齢に伴い体力が低下したり、車の運転が難しくなったりすると、日々の買い物にも苦勞するという状況になります。

また、認知症などの病気により判断能力が低下して、財産管理が難しくなったり、契約行為が行えなくなったりする事態も起きてきます。

介護が必要となった場合、介護者においては、長い間家庭での介護を続けることによる負担や、認知症に対する理解不足などにより、虐待に及んでしまうこともあります。

高齢者の身体状況が変化しても、自分に合った住まいを確保し、財産や生命が守られるように体制を整備し、介護者に対する負担軽減を支援しながら、その人らしい安心して暮らしができる環境づくりが必要です。

そこで、高齢者本人が望む住まい方ができるよう支援し、希望する人には、スムーズに住み替えが進むことを目指します。

1 住まい方の支援・施設等の充実

住まいは生活の基盤となります。高齢者の住まいの選択肢としては、持ち家や賃貸住宅から特別養護老人ホームのような各種施設までさまざまありますが、どのような住まいを希望するかは一人ひとり異なります。

身体状況、家族構成、経済状況、住環境など高齢者の状況はそれぞれ異なる中で、希望に合った住まいの選択を可能にするためには、高齢者に適したさまざまな住まいと住まい方があることを情報提供する必要があります。また、希望した住まいや住まい方による生活が継続できるよう、必要に応じた支援が求められます。

更に、高齢者の心身の状態の変化に合わせて、住まいや住まい方を変えたいという希望に応えることも必要となります。

目 標

その人に合った暮らし方ができるよう、住まい方の支援・施設等を整備します

(1) 現 状

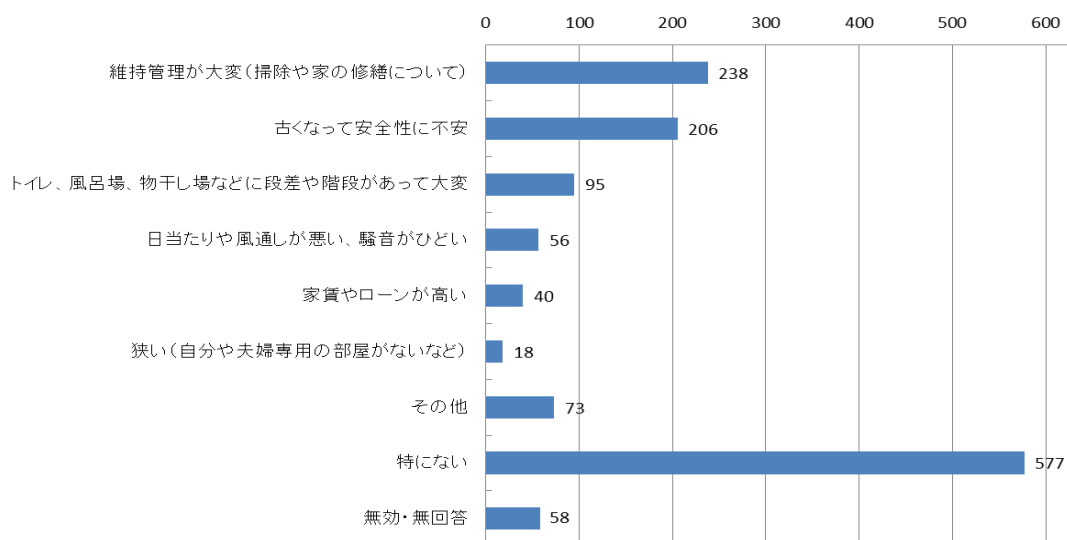
① 住まい方の支援

ア 高齢者福祉に関するアンケート結果について

高齢者福祉に関するアンケートにおいて、住まいや環境で不便を感じたり困っていることを尋ねたところ、「維持管理が大変（掃除や家の修繕について）」、「坂や階段の上り下りが大変」との回答が多く寄せられました。

図表104 住まいで不便を感じたり困っていること（複数回答）

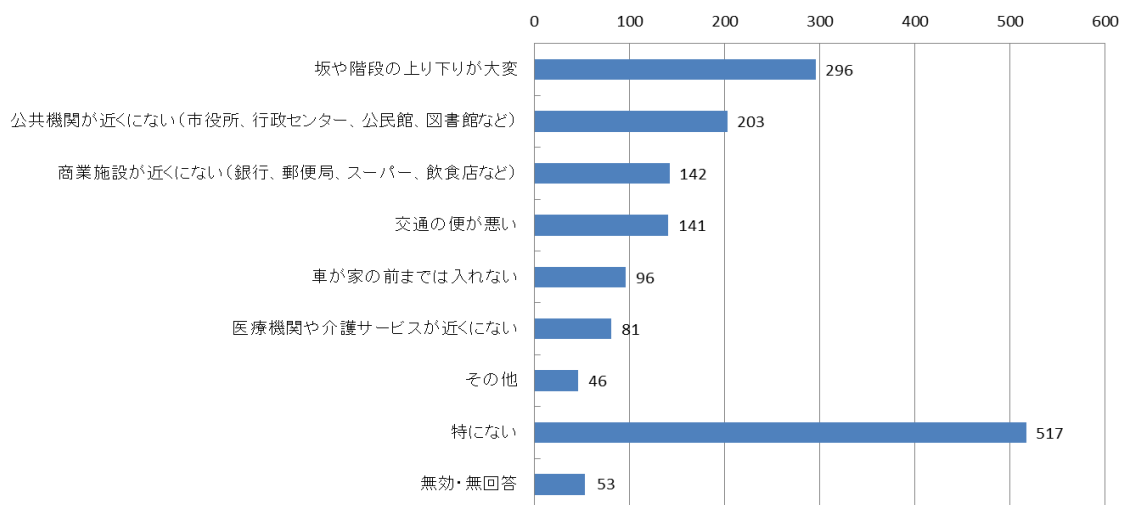
(単位：人)



資料：平成28年度高齢者福祉に関するアンケート結果より作成（回答者数1,143人）

図表105 環境で不便を感じたり困っていること（複数回答）

(単位：人)



資料：平成28年度高齢者福祉に関するアンケート結果より作成（回答者数1,143人）

イ 高齢者の多様な住まいと住まい方の支援

高齢者人口が増加する中、平成23年10月には見守りや生活相談のサービスが付いた「サービス付き高齢者向け住宅」の制度が新設されました。また、入居一時金や月額利用料金が比較的低額の有料老人ホームも誕生しています。

特別養護老人ホーム等の介護保険施設やグループホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、生活支援ハウス等高齢者の多様な生活スタイルや希望に対応できる住まいの選択肢は増えています。

図表106 高齢者の多様な施設

サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律による高齢者向け住宅で、必須のサービスは安否確認と生活相談。他にも食事、介護、家事等の高齢者を支援するサービスを提供できるものです。
有料老人ホーム	高齢者に、入浴、食事、家事等の日常生活に必要なサービスを提供するものです。 介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームがあります。
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所して、日常生活上の支援や介護が受けられます。
介護老人保健施設 (老人保健施設)	状態が安定している人が在宅復帰できるよう、リハビリテーションや介護が受けられます。
介護療養型医療施設	長期の療養を必要とする人のための施設で、医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	認知症の人が共同生活する住居で、食事・入浴などの介護や機能訓練などが受けられます。
養護老人ホーム	家庭での生活に身体的、経済的に不安のある高齢者を対象としたものです。
軽費老人ホーム (ケアハウス)	自炊が出来ない程度の身体機能の低下により、独立した生活をするには不安がある等の人を対象としたものです。
生活支援ハウス	常時の介護は必要ないが、在宅でひとり暮らしが困難な高齢者が、安心して生活することができる居住環境を提供するものです。
市営住宅 (シルバーハウジング)	市営住宅に併設したシルバーハウジングに日常生活上の生活相談、安否確認、緊急時の対応等を行う生活援助員を派遣し、高齢者に安心な住まいを提供するものです。

② 介護保険施設および介護保険事業所の整備

ア 特別養護老人ホーム

第6期計画において、既存施設の移転増床により60床整備しました。

イ 介護老人保健施設

第6期計画中の整備はありませんでした。

ウ 介護療養型医療施設

第6期計画中の整備はありませんでした。

図表107 第6期計画中の介護保険3施設の整備状況

(単位：床)

区 分		第5期 計画末	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	第6期 計画末
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	整備計画	2,140	2,140	2,200	2,230	2,230
	整備実績	2,140	0	60	0	2,200
	計画比	—	—	—	—	98.7%
	施設数	20	0	0	0	20
介護老人保健施設	整備計画	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	整備実績	1,040	0	0	0	1,040
	計画比	—	—	—	—	100.0%
	施設数	10	0	0	0	10
介護療養型医療施設	整備計画	90	0	0	0	0
	整備実績	36	(注) -36	0	0	0
	計画比	—	—	—	—	0.0%
	施設数	1	-1	0	0	0

(注) 1病院が閉院となりました。

※数値は各年度末現在、平成29年度実績は見込数です。

※介護保険3施設は、総量規制の対象のため整備計画を上回る整備ができません。

エ 地域密着型サービス事業所

第6期計画における整備状況は以下のとおりです。

- ・グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所）を1事業所18床整備しました。
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所を1事業所整備しました。
- ・小規模多機能型居宅介護事業所を2事業所整備しました。
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所を2事業所整備しました。
- ・認知症対応型通所介護事業所を5事業所整備しました。

図表108 第6期計画中の地域密着型サービス事業所の整備状況

(各年度末) (単位：床)

区 分		第5期 計画末	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	第6期 計画末
グ ル ー プ ホ ー ム	整備計画	665	664	718	718	718
	整備実績	664	0	0	18	682
	計画比	—	—	—	—	95.0%

※数値は各年度末現在、平成29年度実績は見込数です。

※グループホームは、総量規制の対象のため整備計画を上回る整備ができません。

(各年度末) (単位：事業所)

区 分		第5期 計画末	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	第6期 計画末
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	整備計画	4	4	6	6	6
	整備実績	4	0	(注) -2	(注) 0	2
	計画比	—	—	—	—	33.3%
小規模多機能型 居宅介護事業所、 看護小規模多機能型 居宅介護事業所	整備計画	7	7	14	14	14
	整備実績	7	0	1	3	11
	計画比	—	—	—	—	78.6%
認知症対応型 通所介護事業所	整備計画	17	17	18	18	18
	整備実績	17	4	1	0	22
	計画比	—	—	—	—	122.2%

(注) 平成28年度に2事業者が事業を廃止。平成29年度に1事業者が事業を廃止し、1事業者が事業所を新規整備しました。

※数値は各年度末現在、平成29年度実績は見込数です。

※総量規制がないため、事業者の裁量で設置が可能であり、整備計画を上回ることがあります。

オ 特定施設（特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設）

特定施設入居者生活介護（133ページ参照）の指定を受けた介護付有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅については、第5期計画までに事業者を選定しましたが、整備が完了しなかったものについて、第6期計画で継続し、4施設220床を整備しました。

図表109 第6期計画中の特定施設（特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設）の整備状況

（単位：床）

区 分		第5期 計画末	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	第6期 計画末	
混合型特定施設	整備計画	1,727	1,727	1,727	1,727	1,727	
	整備実績	1,330	40	180	0	1,550	
	計画比	—	—	—	—	89.8%	
	施設数	17	1	3	0	21	
内 訳	介護付有料老人 ホーム・サービス 付き高齢者向け 住宅	整備計画	1,605	1,605	1,605	1,605	1,605
		整備実績	1,208	40	180	0	1,428
		計画比	—	—	—	—	89.0%
		施設数	15	1	3	0	19
	養護老人ホーム	整備計画	122	122	122	122	122
		整備実績	122	0	0	0	122
		計画比	—	—	—	—	100%
		施設数	2	0	0	0	2

※数値は各年度末現在、平成29年度実績は見込数です。

※特定施設（特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設）は総量規制の対象のため、整備計画を上回る整備ができません。

【特定施設について】

特定施設の種類

特定施設には、介護専用型特定施設（入居要件が要介護1以上で定員30人以上の特定施設）と混合型特定施設（入居要件に要支援・自立者も含む特定施設）があります。

なお、本市には、介護専用型特定施設はありません。

特定施設となる施設

特定施設とは、以下の施設を指します。

- ・有料老人ホーム 高齢者に、入浴、食事、家事等の日常生活上必要なサービスを提供するものです。
介護付有料老人ホーム、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームがあります。
- ・サービス付き
高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律による高齢者向け住宅で、安否確認、生活相談、食事、介護、家事等の高齢者を支援するサービスを提供するものです。
- ・養護老人ホーム 家庭での生活に身体的、経済的に不安のある高齢者を対象としたものです。
- ・軽費老人ホーム
(ケアハウス) 自炊が出来ない程度の身体機能の低下により、独立した生活をするのには不安がある等の人を対象としたものです。
※本市では、軽費老人ホーム（ケアハウス）で特定施設入居者生活介護の指定を受けているものではありません。

特定施設入居者生活介護とは

特定施設に入居している要介護・要支援者に対して、介護（介護予防）サービス計画に基づいて、その施設内で提供される食事・入浴等の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

特定施設入居者生活介護を行うためには、「特定施設となる施設」が介護保険法の指定を受ける必要があります。

(2) 課題

① 住まい方の支援

ア 高齢者の多様な住まいと住まい方の支援

高齢者福祉に関するアンケート結果では、現在の住まいについて、坂や階段の上り下りが大変と答えている人が多く、今後の高齢者人口の増加に伴い、同様の悩みは増加していくことが考えられるため、対策を検討する必要があります。

また、住み替えを希望せず、住み慣れた現在の住まいで住み続けることを希望

する高齢者の要望に応えるための対策も必要となります。

・賃貸住宅の入居支援

家賃の支払いに不安があることや、保証人がいないなど、また、高齢であることを理由に賃貸住宅への入居を断られるというケースがあるため、今後も、関係機関と連携し、相談体制を充実させていく必要があります。

また、セーフティネットの役割を担う市営住宅においては、単身の高齢者の申し込みの増加に対し入居できる住宅のストックが少ないなど課題があります。

・施設等の情報提供

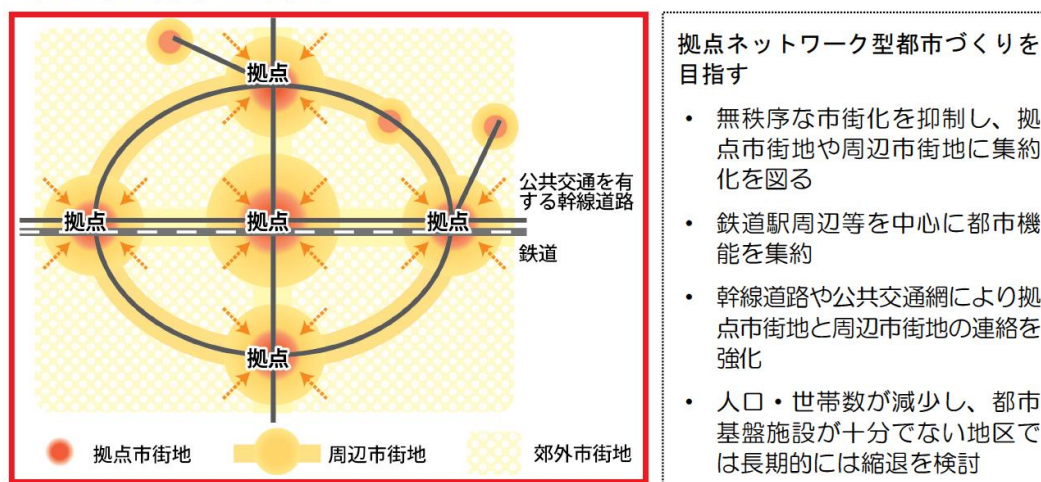
一人ひとりの高齢者の希望に沿った住まいや施設の利用が可能となるように、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム、その他の施設についての情報提供が必要となります。

イ 本市のまちづくりについて

本市の「都市計画マスタープラン」の「拠点ネットワーク型の都市づくり」の考えにより、拠点市街地等を中心に高齢者等が車に頼ることなく歩いて暮らせる生活圏の形成を図る必要があります。また、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加していく中で、駅に近く商業施設等が充実した利便性の高い共同住宅等への住み替えを望む人に対しては、その希望に応じていくことが求められています。

「拠点ネットワーク都市づくり」とは

これからの都市づくりは・・・



資料：都市計画課作成

② 介護保険施設および介護保険事業所の整備

ア 特別養護老人ホーム

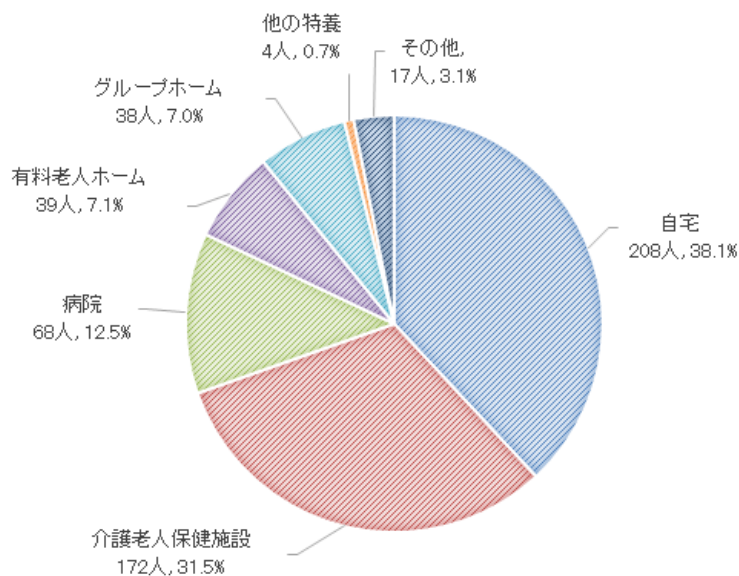
特別養護老人ホームの入所待機者は、平成29年4月1日現在で、1,537人となっており、第6期計画策定時の平成26年4月1日時点の待機者1,803人より266人減少しています。また、第6期計画最終年度と第7期計画最終年度における65歳以上高齢者数を比較すると、111人減少すると推計されます。今後の待機者数、高齢者数などの状況を見極めながら、計画的な整備についての検討が必要です。

既存施設においては、建設後30年以上経過している施設もあり、今後、建て替え等についての検討も必要となります。

イ 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、病状が安定し、リハビリを中心とする医療ケアと介護を必要とする場合に入所し、在宅への復帰を目指す施設です。特別養護老人ホームの入所申込者の待機場所となっている現状から、整備について検討が必要となります。

図表110 平成28年度中に特別養護老人ホームに入所した546人の直前の居所



資料：平成29年度特別養護老人ホーム運営に関する調査より作成（回答数20施設）

ウ 介護療養型医療施設、介護医療院

介護保険法が改正され、介護療養型医療施設は、平成29年度末で設置期限を迎えることになっていましたが、経過措置期間が6年間延長されました。この期間内に介護医療院に転換できることになりました。本市における介護療養型医療施設は、2病院設置されていましたが、1病院は、介護療養病床を医療療養病床に

転換し、もう1病院は、閉院となり、本市内に設置がない状況です。医療療養病床も介護医療院へ転換できるため、介護医療院への転換について検討が必要です。

介護医療院について

長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下に介護および機能訓練、必要な医療等を行う施設です。

エ 地域密着型サービス事業所

高齢者が要介護状態等になっても、施設サービスだけでなく、住み慣れた地域で安心して生活が継続できる地域密着型介護サービスが必要となります。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護事業所）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型通所介護事業所が整備されつつありますが、市内全ての地域でサービス提供ができていないものもあり、引き続き整備が必要です。

オ 特定施設（特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所）

介護付有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅は、第6期計画における整備計画1,605床に対し、89.0%の1,428床が開設しています。残りのうち170床については、着手していますが、引き続き進行管理をしていく必要があります。

（3）施策の展開

① 住まい方の支援

ア 高齢者の多様な住まいと住まい方の支援

高齢になっても住み慣れた地域で生きがいを感じながら暮らしていくことができるように、身体や所得などの状況に応じた住まいや保健・医療・福祉サービスが提供されるよう引き続き情報提供や関係機関との連携、住宅の改修等さまざまな支援を行っていきます。

・賃貸住宅の入居支援

民間の賃貸住宅を探している高齢者のための「住まい探し相談会」を開催するなど、関係機関と協力し、相談体制の充実を図ってきました。

今後も住宅を探している高齢者が、気軽に相談できる場である「住まい探し相談会」を引き続き開催し、不動産情報の提供のほか、地域情報や生活アドバイスなどを行い、高齢者の住み替えを支援します。また、不動産事業者等に対

し、高齢者の住まい探しへの理解・協力を求めています。

市営住宅においても、単身で入居できる住宅を増やし、バリアフリー化を行い、高齢化に配慮した取り組みを進めています。

・施設等の情報提供

高齢者が個々の事情や状況に合わせて生活の場所や暮らし方をイメージして選択できるように、高齢者の多様な住まいや施設等に関するさまざまな情報を収集し、市役所や地域包括支援センター等において情報提供を行います。

・住宅改修

要支援・要介護の認定を受けた高齢者に対しては、介護保険の住宅改修費を給付し、生活しやすい居住環境を整えます。また、ケアマネジャーに対しては、個々の高齢者の身体状況や居住環境などを踏まえ、適切な住宅改修がなされているかといった視点から助言するなど支援を行います。

・耐震補強等補助

建築年数の経過した木造住宅については、高齢者が住んでいると想定されることから、耐震補強等により住宅環境の安心を確保していきます。

具体的には、自己所有・自己居住で、昭和56年5月31日以前に建築を着手した在来工法の木造住宅について、耐震診断費用の一部を助成し、その結果倒壊の危険があると判断された場合には、耐震補強工事やそれに伴う図面作成、工事監理にかかる費用の一部を助成します。

また、耐震補強工事が費用面から難しい場合などは、耐震シェルター又は防災ベッドの設置費用の一部を助成します。

イ 本市のまちづくりについて

都市計画マスタープランに基づき、土地の高度利用、有効活用により、駅に近く商業施設等が充実している利便性の高い都市型集合住宅等への住み替え需要に応えます。

また、子ども連れや高齢者が安心して街なかに出かけやすい住環境づくりに取り組みます。

② 介護保険施設および介護保険事業所の整備

ア 特別養護老人ホーム

課題（135 ページ）に記載したとおり、第7期計画においては、第6期計画時と比較すると特別養護老人ホーム入所待機者が減少し、65歳以上高齢者数も減少する現状から整備は行いません。なお、老朽化していく既存施設の整備については、第8期計画以降に検討を行います。

イ 介護老人保健施設

既存施設の一部が特別養護老人ホームの入所申込者の待機場所となっている現状および介護老人保健施設の入居状況に多少の余裕があることから、整備は行いません。

ウ 介護医療院

国から介護医療院についての全容が示されていない状況をふまえ、第7期計画では、新規整備は行わず、第8期以降に計画の検討を行います。また、医療療養病床から介護医療院への転換については、第7期計画期間中の見込みがありません。

図表111 第7期計画中の介護保険3施設の整備計画

(各年度末) (単位: 床)

区 分		第6期 計画末	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	第7期 計画末
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	整備計画 (整備実績)	2,230 (2,200)	2,200	2,200	2,200	2,200
介護老人保健施設	整備計画 (整備実績)	1,040 (1,040)	1,040	1,040	1,040	1,040
介護医療院	整備計画 (整備実績)	0 (0)	0	0	0	0

※介護保険3施設は、総量規制の対象のため、整備計画を上回る整備ができません。

※医療療養病床を介護医療院に転換する場合は、総量規制の対象となりません。

エ 地域密着型サービス事業所

- ・グループホーム(認知症対応型共同生活介護事業所) **整備計画値: 80床**

認知症ケアの推進、住み慣れた地域での生活を実現するため、新設および既存施設の増床により、80床の整備を計画します。

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 **整備計画値: 3事業所**

第8期計画(平成33~35年度)に、市内全圏域にてサービスを提供できる整備を目標に、第7期計画においては、3事業所の整備を計画します。

- ・小規模多機能型居宅介護事業所、
看護小規模多機能型居宅介護事業所 **整備計画値: 6事業所**

看護小規模多機能型居宅介護事業所は、小規模多機能型居宅介護事業所の機能に加えて訪問看護も組み合わせる事が可能な介護サービスです。小規模多機

能型居宅介護事業所が訪問看護事業所と連携して事業を行う事も可能なため、両事業所を併せた配置目標とします。

市内全圏域により多くの事業所の配置が必要ですが、第7期計画においては、圏域ごとの高齢者人口1万人ごとに1事業所の配置を目標とします。この目標に対し、追浜1事業所、久里浜2事業所、北下浦1事業所、西2事業所の6事業所の整備を計画します。

・認知症対応型通所介護事業所 整備計画値：1事業所

現在、22事業所が運営しており、未整備圏域は逸見のみのため、逸見圏域に1事業所の整備を計画します。

図表112 第7期計画中の地域密着型サービス事業所の整備計画

(各年度末) (単位：床)

区 分		第6期 計画末	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	第7期 計画末
グループホーム	整備計画 (整備実績)	718 (682)	682	762	762	762

※グループホームは、総量規制の対象のため、整備計画を上回る整備ができません。

(各年度末) (単位：事業所)

区 分		第6期 計画末	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	第7期 計画末
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護事業所	整備計画 (整備実績)	6 (2)	2	5	5	5
小規模多機能型居宅介護 事業所、看護小規模多機 能型居宅介護事業所	整備計画 (整備実績)	14 (11)	11	17	17	17
認知症対応型 通所介護事業所	整備計画 (整備実績)	18 (22)	22	23	23	23

※総量規制がないため、事業者の裁量で設置が可能なため、整備計画を上回ることがあります。

オ 特定施設（特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所）

事業者に配分した一部については、着手しているものの、第6期計画中の開設に至らない見込みのため、第7期計画中の開設を目指し、事業者募集は行わず、整備計画は、現状のとおりとします。

なお、第5期計画にて事業者選定をした結果、端数の7床が、未配分となったまま、整備計画に計上していましたが、第7期計画では、7床を減らす整備計画とします。

図表113 第7期計画中の特定施設（特定施設入居者生活介護の指定を受ける事業所）の整備計画

(各年度末) (単位：床)

区 分		第6期 計画末	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	第7期 計画末
混合型特定施設	整備計画 (整備実績)	1,727 (1,550)	1,720	1,720	1,720	1,720
内 訳	介護付有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	1,605 (1,428)	1,598	1,598	1,598	1,598
	養護老人ホーム	122 (122)	122	122	122	122

※整備については、第5期計画までに、事業者を選定し、配分済です。第7期計画にて、事業者募集は行いません。

※端数により未配分だった7床分については、第7期計画から減らします。
(1,727床－7床＝1,720床)

※特定施設（特定施設入居者生活介護の指定を受けた事業所）は総量規制の対象のため、整備計画を上回る整備ができません。

カ 介護保険以外の施設

- ・ケアハウス

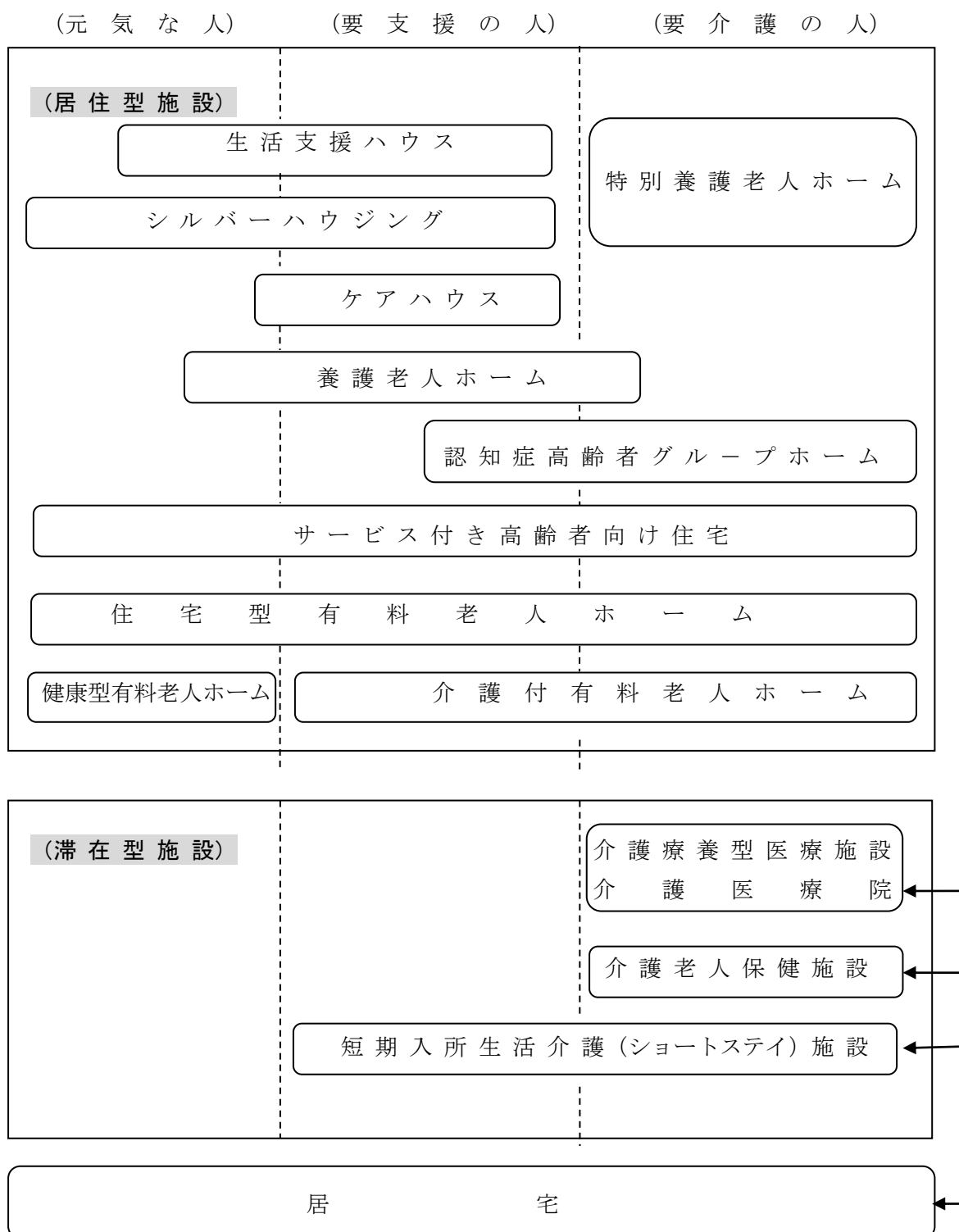
現在3施設、170床となっておりますが、現状のとおりとします。

- ・生活支援ハウス

現在1施設、15床となっておりますが、現状のとおりとします。

生活支援ハウスは、常時の介護は必要ないが、在宅でひとり暮らしが困難な高齢者が、安心して生活することができる居住環境を提供するものです。

図表114 高齢者のための住宅・施設



※この図は、身体状況の視点で、どの住宅や施設が条件に合うかを大まかに区別できるように示したものです。必ずしも、この図に当てはまらない場合もあります。

2 日常生活の支援

高齢者の増加に伴い、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加している状況にあるなかで、高齢者が住み慣れたまちで安心して生活していくためには、介護保険制度以外にも、家族や地域による見守り体制の強化や災害時の体制等の整備など、さまざまな生活支援を行っていく必要があります。

また、認知症などにより判断能力が低下し、日常的な金銭の管理や契約などが困難となる高齢者が増加していくことが想定されます。高齢者の権利を守り、支援していくことは、その人が安心して自分らしい生活を送ることにつながります。

本市では、高齢者に関する総合相談窓口を設置するとともに、地域での身近な相談窓口として市内の12カ所に地域包括支援センターを設置し、高齢者の日常生活の支援や権利擁護に取り組むとともに、地域の力で高齢者を支えるための取り組みを進めています。

目 標

ひとり暮らしや手助けを必要とする高齢者のために、
さまざまな生活支援を整備します

(1) 現 状

① 見守りが必要な世帯への施策

ア 民生委員・児童委員との連携、協力によるひとり暮らし等高齢者施策の実施
民生委員・児童委員と連携し、施設入所者を除く支援が必要な高齢者を把握するため、「ひとり暮らし高齢者調査」を実施していますが、高齢者の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者は年々増加している状況です。平成29年度の調査結果は10,285人となっており、これは65歳以上の高齢者人口の約8%にあたります。

図表115 ひとり暮らし高齢者調査に基づく把握（登録）人数の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
9,632人	9,903人	10,184人	10,164人	10,285人

各年度7月1日現在

ひとり暮らし等高齢者が孤立せず、できる限り住み慣れた地域で安心して生活するために、民生委員・児童委員と連携、協力して以下の支援サービスを行って

います。

・ふれあいお弁当事業

食事の支度が困難なひとり暮らし高齢者、または高齢者のみの世帯に食事を提供することで健康維持の一助としています。

また、横須賀市社会福祉協議会が各地区社会福祉協議会と協働して配食活動を実施することにより、安否の確認と見守りを行い、孤独感や不安感の軽減を図るとともに、地域の交流を実現しています。

平成28年度末利用人数	668人
平成28年度延配食数	105,758食

・ひとり暮らし高齢者入浴料助成事業

閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者に、市内の公衆浴場の利用券を交付することにより、公衆浴場を地域交流の拠点として活用し、ひとり暮らし高齢者の地域交流の促進や孤独感を解消しています。

平成28年度末登録人数	4,614人
平成28年度延利用枚数	132,149枚

・福祉電話事業

ひとり暮らし高齢者、または病弱等高齢者のみの世帯（市民税非課税世帯に限る。）に電話訪問により安否を確認するとともに、各種の相談に応じています。電話をお持ちでない人には家庭用電話を貸与しています。

平成28年度末利用人数	73人
平成28年度末電話貸与台数	39台

・緊急通報システム貸与事業

ひとり暮らし高齢者、または病弱等高齢者のみの世帯に、家庭用電話に接続する緊急通報装置を貸与しています。緊急ボタンを押すと、救急搬送を要請できるシステムです。

なお、平成29年度からは、自宅で高齢者の動きがないなどの異常を感知したときに自動的な緊急通報を可能とする人感センサーや、定期的な安否確認電話と健康相談などを行う民間のコールセンターも導入し、見守り機能の充実を図っています。

平成28年度末稼働台数	3,016台
-------------	--------

- 日常生活用具の給付

ひとり暮らし高齢者、または病弱等高齢者のみの世帯（市民税非課税世帯に限る。）に、自動火災感知器、ガス漏れ警報器、電磁調理器を給付しています。

平成28年度給付台数	自動火災感知器	22台
	ガス漏れ警報器	18台
	電磁調理器	10台

- ヘルプメイトサービス事業

介護保険サービスの対象とならないひとり暮らし高齢者または病弱等高齢者のみの世帯（市民税非課税世帯に限る。）に、調理・洗濯・掃除・買い物など生活支援を中心としたサービス費用の一部を助成しています。

平成28年度末登録人数	50人
平成28年度延利用時間数	1,963時間

イ その他の高齢者施策の実施

- シニアリフレッシュ事業

75歳以上の高齢者の要介護状態への進行予防や介護者のリフレッシュによる在宅生活の維持、継続を図るため、あん摩などの施術費の一部を助成しています。

平成28年度末利用人数	2,399人
平成28年度延利用枚数	5,273枚

- 養護老人ホーム短期宿泊事業

養護老人ホームで短期間の宿泊による日常生活上の指導、支援を行うことで要介護状態への進行を予防しています。

平成28年度利用人数	14人
平成28年度延利用日数	241日

- 高齢者居室等整備促進資金融資制度

60歳以上の人と同居している、または同居しようとするために高齢者専用部

屋などを増改築、新築する人に資金を融資する制度ですが、平成15年度を最後に新規申請がなく、今後も新規申請が見込めないため、平成28年度限りで廃止しました。

平成28年度融資実績	0件
------------	----

ウ 民間団体および事業者との連携、協力

L P ガス協会や新聞販売組合、信用金庫など、個人宅を訪問する業務の事業者等と、警察、消防と連携した地域の見守り活動に関する協力体制づくりに取り組んでいます。

協定を締結している民間の団体および事業者（平成29年2月1日現在）

- ・神奈川県と協定を締結している団体数 52団体
- ・横須賀市と協定を締結している事業者数 3事業者

エ 災害時要援護者対策の推進

68ページ、第6章 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために、「1 介護予防期の支え合いの仕組みづくり」、(1) 現状 ③ エに記載しています。

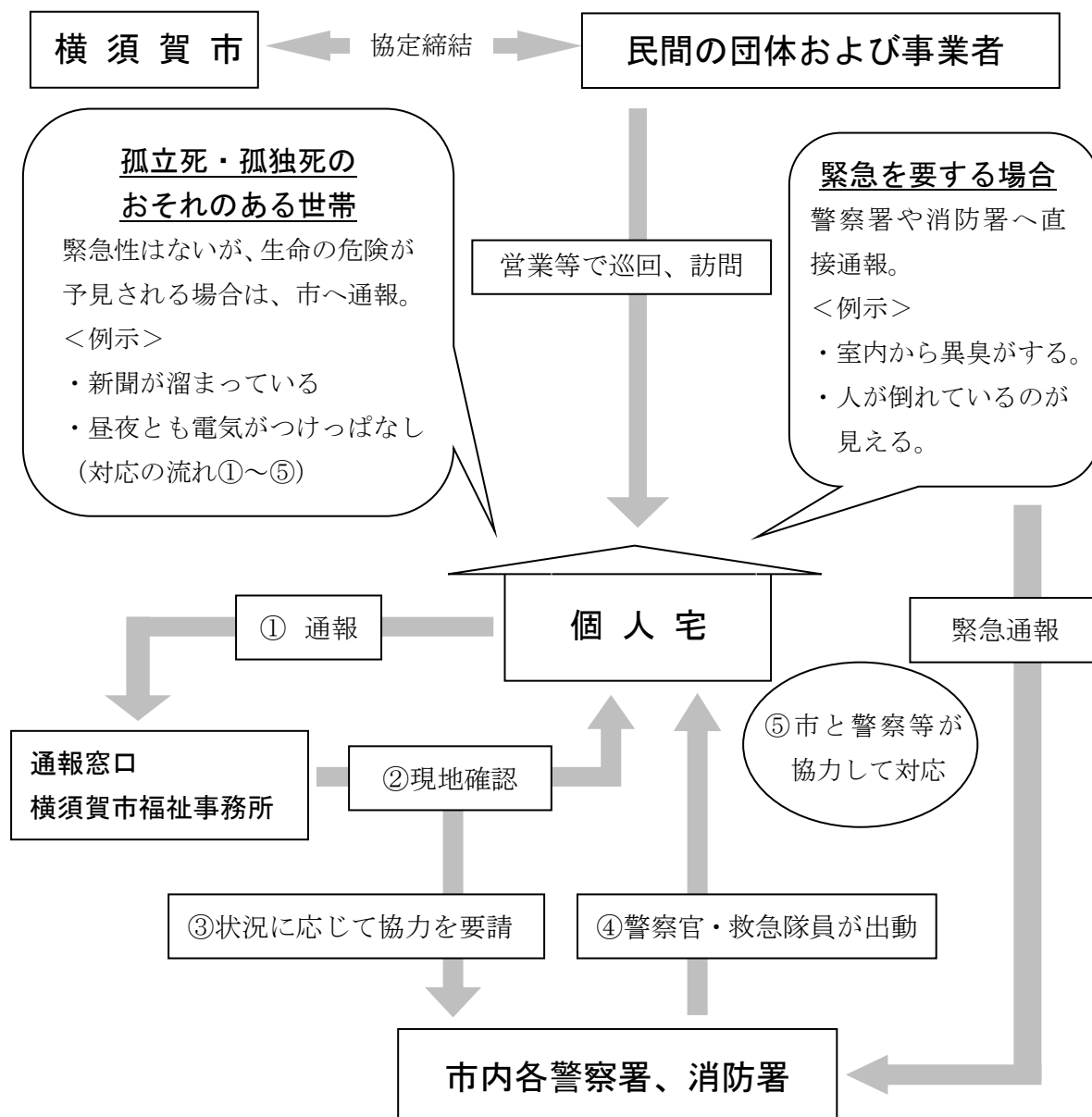
オ 地域の通いの場の充実

介護予防に役立つ運動として、椅子に座ってできる体操の「よこすか元気体操」を紹介しています。

地域の高齢者の通いの場として、老人クラブが269カ所（平成28年度）、ふれあい・いきいきサロンが222カ所（平成28年度）あります。サロンの開催状況は、年数回から月1回程度です。



図表116 民間の団体および事業者との地域見守り活動のイメージ



② 消費者被害等の防止

平成28年度の消費生活相談総件数2,802件のうち、3割にあたる844件が70歳以上の高齢者から寄せられたものです。相談として表面化していない被害も含めると、この何倍もの高齢者が悪質商法等の消費者被害に遭っていると推定されます。

これに対し、消費生活センターでは悪質商法による被害を未然に防止するため、地域包括支援センター、町内会・自治会および民生委員・児童委員などとの連携、協力により、啓発のための各種講座や研修会などを開催するとともに、関係各所にリーフレットや啓発誌などの配架、配布をするなど、消費生活や消費者問題について、広く情報提供などを行っています。

また、実際に契約トラブルや消費者被害にあった高齢者が、早期に適切な助言や

あっせんなどを受けることができるように「消費生活相談」を行っています。

③ 横須賀あんしんセンターによる日常生活自立支援事業

横須賀市社会福祉協議会「横須賀あんしんセンター」において、福祉サービスの利用手続き、通帳などの保管、日常の金銭の管理などを一人で行うことに不安のある高齢者等を対象に、契約に基づいて「福祉サービス利用援助・日常的金銭管理サービス」、「書類等預かりサービス」を実施しています。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、認知症などにより物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者「成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）」を家庭裁判所が選任し、財産管理や介護サービスの契約などを行う法定後見制度と、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ「契約」により決めておく任意後見制度の2つの制度があります。

本市では、任意後見制度の案内や法定後見制度の相談、家庭裁判所への申立ての助言・支援や市長による申立てなどを行っています。

ア 成年後見制度の普及啓発

市の高齢福祉課総合相談窓口や地域包括支援センターにおいて、成年後見制度の相談を行っています。また、市民向けの成年後見講座を開催し、制度の普及啓発に努めています。

イ 関係機関とのネットワークの促進

弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会、横須賀市社会福祉協議会、家庭裁判所、地域包括支援センター等関係機関と成年後見制度情報交換会を開催し、制度の円滑な実施のために連携を図っています。

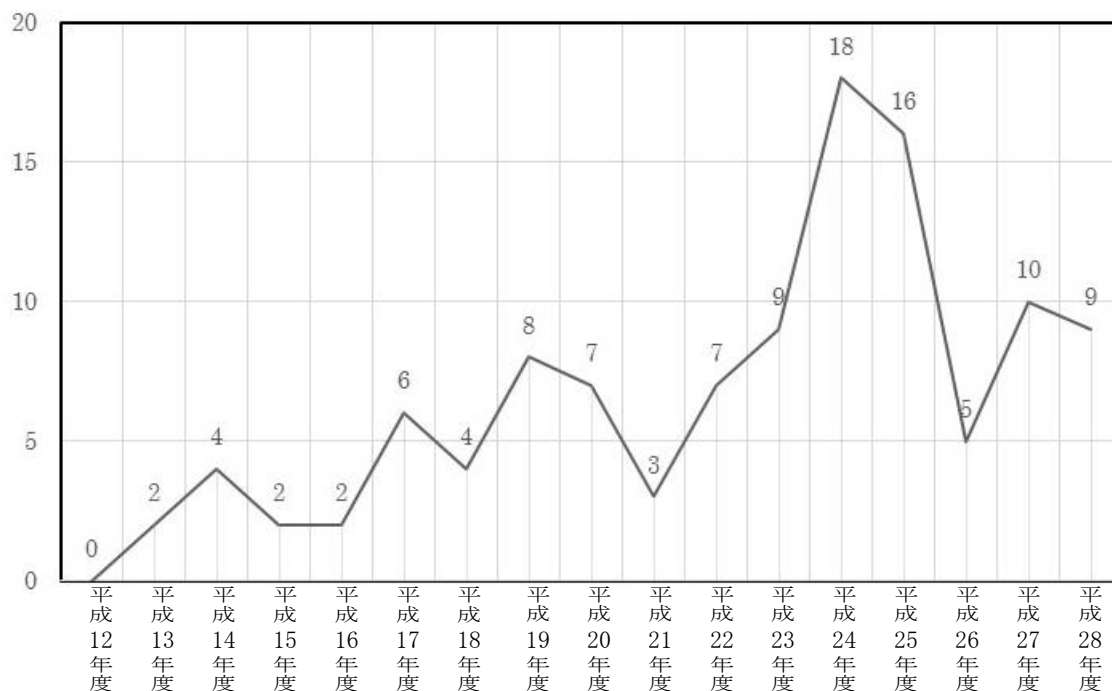
平成28年度開催件数	5回
------------	----

ウ 市長による成年後見等開始の審判請求（市長申立）の実施

成年後見制度を利用するには、本人・配偶者・4親等内の親族などが家庭裁判所に申立てを行う必要があります。しかし、身寄りがいない、親族の協力が得られないなどの理由から、申立てを行うことが困難な高齢者の権利を守る必要があると判断した場合、市長による成年後見等開始の審判請求（市長申立）を実施しています。

図表117 高齢福祉課における市長申立の実施件数

(件)



資料：高齢福祉課市長申立実績（平成28年度）より作成

エ 申立費用や成年後見人等に対する報酬の助成

市長申立に伴う費用や成年後見人等に対する報酬費用の負担が困難な高齢者に対して、その費用を助成することで、成年後見制度の利用支援を実施しています。

⑤ よこすか市民後見人等運営事業

ア 市民後見人の養成・活動支援の継続

成年後見制度が開始した平成12年は、選任された成年後見人等のうち、配偶者や子どもなどの親族が9割以上を占めていましたが、その割合は年々減少し、平成28年には、親族後見人の割合は約3割となっています。代わりに、弁護士や司法書士・社会福祉士等の専門職や社会福祉法人・社団法人等の法人、知人等の第三者の成年後見人等の割合が7割を超えており、第三者後見人の選任数は今後も増加していくことが予測されます。

本市では、このような状況を想定し、第三者後見人の担い手不足により成年後見制度の利用が進まないことのないように、平成19年度に神奈川県で初めて市民後見人の養成を開始しました。日常的な生活の見守りや支援を行うことで、安心して地域での生活を送ることができる認知症高齢者等は多くいます。市民後見人は、第三者後見人の担い手不足を補うことのみを目的とするのではなく、同じ地域に住む「一市民」という立場で認知症高齢者等に寄り添い、支援を行うことで、

市民同士が支えあう地域社会の実現を目指す役割としても期待されています。

現在、市民後見人等運営事業は、横須賀市社会福祉協議会に委託し、今までに26人を養成し、これまでに延べ19人の市民後見人が活動しています。

図表118 市民後見人養成人数

区分	第1期生	第2期生	第3期生	第4期生	第5期生	第6期生	第7期生	合計
修了年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
養成者数	7人	2人	3人	3人	3人	5人	3人	26人

資料：横須賀市社会福祉協議会資料（平成28年度）より作成

・市民後見人養成研修の実施

社会貢献に意欲をもった市民を対象に、成年後見人等として必要な知識の習得を目指し、基礎編・応用編・実務研修の3段階による養成研修を実施しています。

図表119 市民後見人養成研修カリキュラム

講座名	概要
はじめて講座	成年後見制度の仕組みや必要性を学ぶ
基礎編	成年後見制度とその対象者を理解し、基礎的な関係施策を学ぶ 20単位／1,200分
応用編	成年後見制度の実務の流れやさまざまな関係制度を知る 20単位／1,200分
実務研修	基礎および応用編で学んだ内容を実務でどのように活かすか学ぶ 10単位／1.5日

※引き続き応用編受講を希望する基礎編修了者には基礎編の習得度合について効果測定を行い、選考します。

・市民後見人等運営事業推進会議の実施

よこすか市民後見人等運営事業の適正な運営を図ることを目的に、市民後見人の養成、活用を推進していくための方策などについて学識経験者・弁護士・司法書士等の関係機関と協議する場を設けています。

平成28年度開催件数	3回
------------	----

・市民後見人連絡会の開催

市民後見人養成研修を修了したよこすか市民後見人登録者を対象に後見業務に対する理解を深め、情報共有を図るための連絡会を開催しています。その中で、資質向上のためのフォローアップ研修も実施しています。

平成28年度開催件数	4回
------------	----

・専門職後見人連絡会の開催

市民後見人との複数で後見業務を行った実績のある専門職を対象に連絡会を開催し、当事業における課題について意見交換を行っています。

平成28年度開催件数	1回
------------	----

イ 総合的・一体的な権利擁護体制の検討

判断能力が低下して、契約に基づく支援に不安がある場合、成年後見制度など、利用者の生活にふさわしい支援が受けられるよう、権利擁護の各種事業を横断したスムーズな支援体制の構築を検討しています。

ウ 市民後見人の「活躍の場」の拡大

市民後見人は、現在、原則、専門職との複数で後見人等として活動しています。しかし、紛争性が解決した場合は、横須賀市社会福祉協議会から後見等事務についての助言を受けながら単独で活動しています。

⑥ 地域での支え合い

91ページ、第6章 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために、「2 要介護期の支え合いの仕組みづくり」、(1) 現状 ⑤に記載しています。

(2) 課 題

① 見守りが必要な世帯への施策

ア 民生委員・児童委員との連携、協力によるひとり暮らし等高齢者施策の実施
 高齢者の増加に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯も年々増加しています。ひとり暮らし等高齢者が、健康を維持しながらいつまでも住み慣れたまちで安心した生活を送るためには、家族や地域を含めた支援や見守り体制、さらに緊急時の対応も必要です。

イ その他の高齢者施策の実施

在宅生活の支援などを目的としたその他の高齢者施策については、利用者数の推移を踏まえた事業内容の見直しが必要です。

ウ 地域における見守り体制の構築

行政だけで見守りが必要な世帯の全てを把握していくことは困難であるため、日頃から隣近所や町内会・自治会などの近隣地域の中での声かけや見守りを通じて互助活動を促進する必要があります。

エ 災害時要援護者対策の推進

72 ページ、第6章 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために、「1 介護予防期の支え合いの仕組みづくり」、(2) 課題 ③ エに記載しています。

オ 地域の通いの場の充実

近隣地域の中で、高齢者が容易に通える範囲に通いの場が増えることで、見守りの機会を増やす必要があります。

② 消費者被害等の防止

現状の取組みによって、啓発講座や研修会に積極的に参加することができる人や消費者問題に関心のある人の消費者被害については、ある程度防止することができます。しかし、外出が難しく啓発講座などへ参加できない人や消費者問題への関心が低い人、ひとり暮らし高齢者で誰かに相談することができない人、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない人などは、悪質商法等に関する知識や情報が不足しがちになり、消費者被害に遭う可能性が高くなります。

③ 横須賀あんしんセンターによる日常生活自立支援事業

判断能力が低下して、契約に基づく支援に不安がある場合、成年後見制度の活用など、利用者の生活にふさわしい支援が受けられるよう対応する必要があります。

④ 成年後見制度利用支援事業

ア 成年後見制度の普及啓発

成年後見制度に対する理解が十分に浸透していないため、自分の将来を自分で決めることのできる任意後見制度や物事を判断する能力が十分でない認知症高齢者等に対しての法定後見制度の利用の支援が遅れてしまう可能性があります。

イ 関係機関とのネットワークの促進

成年後見制度の利用が必要な高齢者を発見し、適切に必要な支援につなげるため、各地域包括支援センターが開催する地域ケア会議などを通じて、地域住民や

民生委員・児童委員、弁護士や司法書士・社会福祉士等の専門職、居宅介護支援事業所等関係機関との連携を強化していく必要があります。

ウ 市長による成年後見等開始の審判請求（市長申立）の実施

身寄りがいない、親族の協力が得られないなどの理由から、成年後見等開始の申立てを行うことが困難な場合、速やかに制度を利用する必要があるにもかかわらず、成年後見制度の利用開始が遅れてしまう可能性があります。

エ 申立てに要する費用や成年後見人等に対する報酬費用の助成の見直し

制度を必要とする高齢者が、申立てに要する費用や成年後見人等への報酬費用の負担が困難であるために、成年後見制度の利用を躊躇したり、成年後見人等の候補者を探したりすることが困難な場合があります。

⑤ よこすか市民後見人等運営事業

ア 市民後見人の養成・活動支援の継続

「地域の力で高齢者や障害者を支える」社会の実現に向けて、市民後見人の養成・活動支援を継続していく必要があります。

イ 総合的・一体的な権利擁護体制の検討

現在、あんしんセンターによる日常生活自立支援事業とよこすか市民後見人等運営事業が個別に事業を実施しているため、権利擁護の各種事業を横断した支援体制の構築が必要です。

ウ 市民後見人の「活躍の場」の拡大

市民後見人として登録後、家庭裁判所から選任を受けて後見人等として活動開始するまで1年以上待機することもあるため、「活躍の場」を拡大し、モチベーションの維持を図る必要があります。

⑥ 地域での支え合い

96ページ、第6章 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために、「2 要介護期の支え合いの仕組みづくり」、(2) 課題 ⑤に記載しています。

(3) 施策の展開

① 見守りが必要な世帯への施策

ア 民生委員・児童委員との連携、協力によるひとり暮らし等高齢者施策の実施
緊急通報システムについては、平成29年度から人感センサーや民間のコールセ

ンターの導入により見守り機能の充実を図っていますが、同システムが機能しているか実施状況を注視していく必要があります。

そして、福祉電話をはじめとした他の事業については、新しい緊急通報システムの機能で補える部分がないかなど、事業内容の見直しを行います。

また、民間事業者や地域の支え合い団体における類似サービスの有無や、利用者数の推移といった視点からも事業を見直し、時代にあったひとり暮らし等高齢者施策の充実を図ります。

図表120 ひとり暮らし等高齢者施策の見込み量

事業名	第6期実績			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
ふれあい お弁当事業	延114,838 食 〔年度末 登録人数 712人〕	延105,758 食 〔年度末 登録人数 668人〕	延114,838 食	延105,758 食	延98,884 食	延92,457 食
入浴料助成 事業	延153,738 枚 〔年度末 利用人数 4,494人〕	延132,149 枚 〔年度末 利用人数 4,614人〕	延147,889 枚	延107,295 枚	延98,711 枚	延90,814 枚
福祉電話事業	年度末 利用者 87人 〔年度末 貸与台数 47台〕	年度末 利用者 73人 〔年度末 貸与台数 39台〕	年度末 利用者 87人	廃止 ※9月限り	—	—
緊急通報 システム事業	年度末 利用件数 2,849件	年度末 利用件数 3,016件	年度末 利用件数 3,027件	年度末 利用件数 3,191件	年度末 利用件数 3,408件	年度末 利用件数 3,640件
日常生活用具 の給付 (自動火災感知器)	15台	22台	30台	廃止	—	—
日常生活用具 の給付 (ガス漏れ警報器)	14台	18台	25台	廃止	—	—
日常生活用具 の給付 (電磁調理器)	10台	10台	10台	廃止	—	—

ヘルプメイト サービス事業	延2,943 時間 〔年度末 登録人数 56人〕	延1,963 時間 〔年度末 登録人数 50人〕	延2,354 時間	延1,168 時間	延876 時間	延657 時間
------------------	--------------------------------------	--------------------------------------	--------------	--------------	------------	------------

※平成29年度は見込み

イ その他の高齢者施策

要介護状態への進行予防などを目的としたその他の高齢者施策は継続して行
っていきませんが、利用者数の推移を踏まえ、事業内容の見直しを行います。

図表121 その他の高齢者施策の見込み量

事業名	第6期実績			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
シニア リフレッシュ 事業	延5,068枚 〔年度末 利用人数 2,273人〕	延5,273枚 〔年度末 利用人数 2,399人〕	延6,090枚	延6,167枚	延6,383枚	延6,606枚
養護老人ホーム 短期宿泊事業	延195日 〔利用人数 9人〕	延241日 〔利用人数 14人〕	延291日	延293日	延301日	延304日
高齢者居室等 整備促進資金 融資制度事業	0件	0件	廃止	—	—	—

※平成29年度は見込み(高齢者居室等整備促進資金融資制度事業は、平成28年度限りで廃止)

ウ 地域における見守り体制の構築

地域における多様な見守り体制を構築、強化するために、今後も民間の団体お
よび事業者と連携し、地域見守り活動に関する協力体制づくりを進めるとともに、
地域包括支援センターと協力しながら町内会や自治会等の近隣地域における互
助の促進に努めます。

エ 災害時要援護者対策の推進

77ページ、第6章 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために、「1
介護予防期の支え合いの仕組みづくり」、(3) 施策の展開 ③ エに記載してい
ます。

オ 地域の通いの場の充実

介護予防を目的として制作したよこすか元気体操に加えて、ゲームや重りを使った運動の紹介をして、地域住民が通いの場を自主化しやすいよう支援します。また、地域の通いの場でのボランティアとして介護予防サポーターを養成し、通いの場の充実を図ります。

② 消費者被害等の防止

悪質商法の手口は日々変化していくことから、今後も継続的に啓発講座や研修会を開催し、情報発信を行うとともに、体の不自由な人や認知症の人など情報の不足しがちな高齢者に対しては、地域包括支援センターや町内会・自治会および民生委員・児童委員などにより緊密に連携、協力し、消費者の安全確保の視点での地域の見守り体制の充実を図っていきます。

③ 横須賀あんしんセンターによる日常生活自立支援事業

関係機関と連携して、利用者の判断能力の変化に配慮します。支援の継続に不安がある場合、医師、弁護士、福祉関係者等による契約審査会で協議し、利用者の生活にふさわしい支援が受けられるよう、成年後見制度などへの移行についてスムーズに対応できる仕組みづくりを検討していきます。

④ 成年後見制度利用支援事業

ア 成年後見制度の普及啓発

市民向けに開催している成年後見制度の講座を継続し、制度の周知を図っていきます。

また、高齢福祉課総合相談窓口や各地域包括支援センターが、地域住民や民生委員・児童委員、居宅介護支援事業所、地区社会福祉協議会等と連携し、成年後見制度も含めた権利擁護の問題について総合的に受付・相談を行い、具体的な支援へつなげる体制の整備に努めます。

イ 関係機関とのネットワークの促進

各地域包括支援センターが開催する地域ケア会議などを通じて、地域住民や民生委員・児童委員、弁護士や司法書士・社会福祉士等の専門職、居宅介護支援事業所等関係機関と連携し、成年後見制度の利用を必要としている認知症高齢者等の早期発見・相談につながるネットワークづくりを促進します。

ウ 市長による成年後見等開始の審判請求（市長申立）の実施

身寄りがいない、親族の協力が得られないなどの理由から、成年後見等開始の申立てを行うことが困難な高齢者の権利を守る必要がある場合は、市長申立を適

正に行います。

- エ 申立てに要する費用や成年後見人等に対する報酬費用の助成の見直し
市長による成年後見等開始の審判請求（市長申立）に要する費用や成年後見人等への報酬の助成を継続します。

⑤ よこすか市民後見人等運営事業

ア 市民後見人の養成・活動支援の継続

第三者後見人を担う専門職の不足を補うためだけでなく、同じ地域に住む市民同士が支えあう地域社会の実現を目指し、「地域の力で高齢者や障害者を支える」市民後見人の養成と活動の支援を継続します。

イ 総合的・一体的な権利擁護体制の検討

市民後見人等運営事業のみならず、あんしんセンターによる日常生活自立支援事業や新たに検討している社会福祉協議会による法人後見を総合的・一体的に運用できるような権利擁護体制を検討していきます。

ウ 市民後見人の「活躍の場」の拡大

市民後見人として登録後、速やかに実務経験を積むことができるように、あんしんセンターによる日常生活自立支援事業や新たに検討している社会福祉協議会による法人後見の支援員として活動することを検討していきます。

また、市民後見人の活躍の場を広げるため、現在、原則、専門職との複数で後見業務を行っている市民後見人が、単独で成年後見人等を受任できる仕組みの支援体制を市民後見人等運営事業推進会議において検討していきます。

⑥ 地域での支え合い

100ページ、第6章 地域で支え合い、住み慣れたまちで暮らせるために、「2 要介護期の支え合いの仕組みづくり」、(3) 施策の展開 ⑤に記載しています。

3 虐待の防止

急激に進む高齢社会において介護の問題はより深刻になっています。介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年度に介護保険制度が施行され、それまで表面化しなかった家庭での介護者による虐待などの問題が多く確認されるようになりました。

本市では、平成13年度に全国初の「高齢者虐待防止ネットワーク事業」を立ち上げました。

平成16年度からは、「高齢者虐待防止ネットワーク事業」を「高齢者虐待防止事業」と改め、相談専用窓口として、「高齢者虐待防止センター（愛称：YEAP ^{ワイイーブ} Yokosuka Elderly Abuse Prevention）」を開設しました。

全ての高齢者が尊厳を保ち生きていけるように、高齢者虐待防止などに関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ることなどの養護者に対する支援のための措置を定めた「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「高齢者虐待防止法」）が、平成17年11月1日に制定され、翌年4月に施行されました。

平成18年度の介護保険法改正を受けて設置した地域包括支援センターとともに、高齢者虐待防止の取り組みを行っています。

目 標

虐待防止のため、高齢者、養護者および介護施設従事者等への支援を推進します

(1) 現 状

高齢者虐待は、65歳以上の高齢者が、養護者（高齢者の介護・世話をしている家族、親族、同居人など）や介護施設従事者等から虐待を受けた場合をいいます。

虐待の行為には、「身体的虐待」、「介護・世話の放棄、放任」、「心理的虐待」、「性的虐待」、「経済的虐待」があります。

図表122 虐待の種別

虐待の種別	具 体 例
身体的虐待	殴る・蹴る・ベッドに縛りつける・意図的に過剰に薬を飲ませるなど
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	入浴させない・オムツなどを放置する・食事や水分を十分に与えない 室内にゴミを放置するなど劣悪な環境で生活させるなど
心理的虐待	排泄の失敗に対して高齢者に恥をかかせる・怒鳴る・無視するなど
性的虐待	本人との合意が形成されていない性的な行為またはその強要・懲罰的に下半身を裸にして放置するなど
経済的虐待	日常的に必要な金銭を渡さない・使わせないなど

資料：横須賀市高齢者虐待対応マニュアル（第4版）より引用

虐待の主な発生要因には、養護者では認知症に対する理解不足や長期間に及ぶ介護ストレス、障害、疾病などがあり、介護施設従事者等では教育・知識・介護技術などに関する問題、ストレスや感情コントロールの問題があります。

高齢者虐待を予防するためには、早期の相談・通報などが必要なため、相談窓口の周知と併せて通報体制を整備しています。

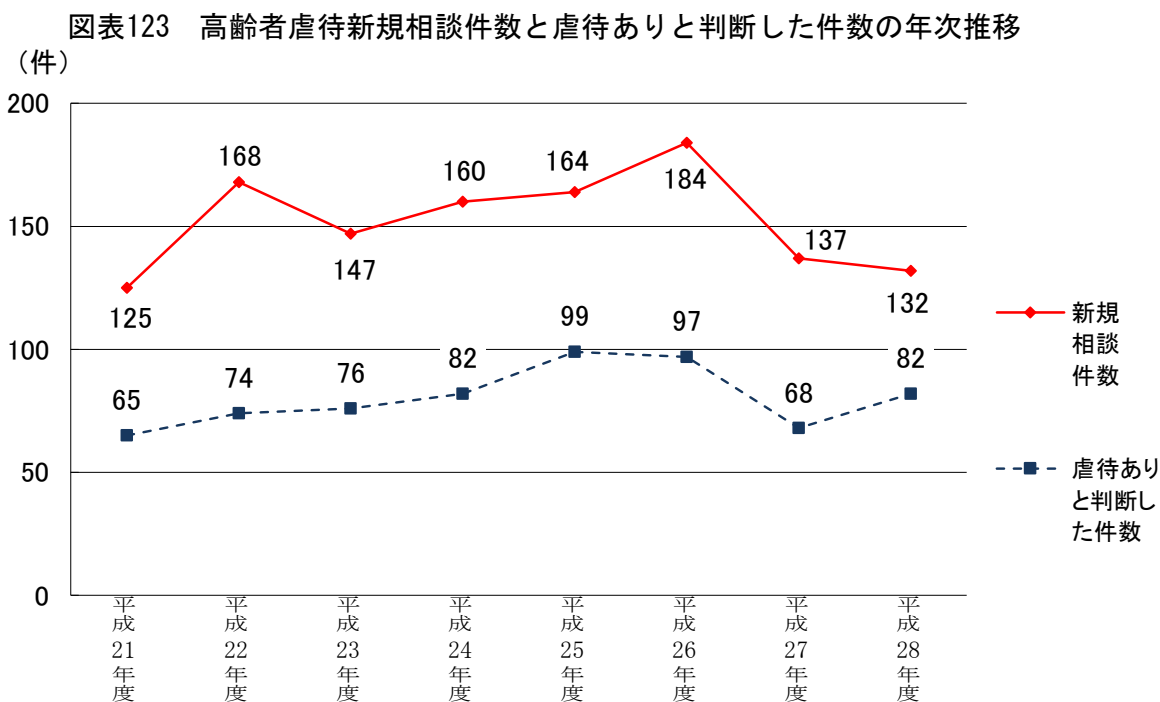
① 高齢者虐待相談

高齢者虐待を早期に発見し、高齢者および養護者への支援を行うために、高齢者虐待防止センターには保健師を配置しています。相談は、随時専用電話や面接・訪問により行っています。

高齢者虐待通報があった場合は、速やかに緊急性を判断し、初期対応を行います。

また、地域包括支援センターと虐待対応検討会議を開催して、虐待の有無の判断や今後の支援の方向性を検討し、高齢者および養護者支援を行っています。

平成28年度の養護者による高齢者虐待についての相談件数は132件で、年次推移は、図表123のとおりです。



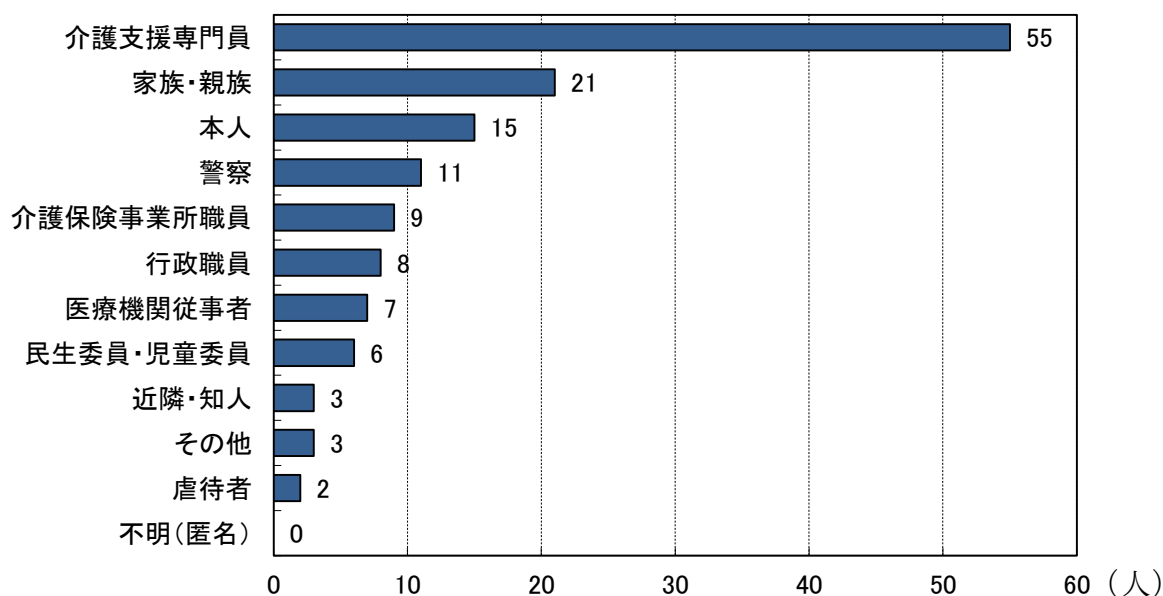
資料：平成21年度～28年度高齢者虐待防止事業報告書より作成

平成22年度には、高齢者虐待防止の啓発により、高齢者虐待防止センターが広く周知され、新規相談件数が増加していると考えられます。

平成26年度は在宅での身体拘束の相談が多く寄せられ、相談数が多くなっています。

新規相談件数のうち、虐待ありと判断した件数は相談数の約半数前後となっています。

図表124 平成28年度高齢者虐待新規相談の相談者の内訳（重複あり）



資料：平成28年度高齢者虐待防止事業報告書より作成

相談者は、介護支援専門員が最も多く、介護・医療従事者や警察、行政、民生委員・児童委員などの高齢者を取りまく関係機関からの相談が約7割を占めています。

図表125 平成27年度における市・県の高齢者虐待の類型別件数と構成割合

(重複あり)

類 型	横須賀市 (実数68件)		神奈川県 (実数871件)	
	件数	割合	件数	割合
身体的虐待	44件	62.9%	605件	68.1%
介護の放棄・放任	9件	12.9%	189件	21.3%
心理的虐待	23件	32.9%	333件	37.5%
性的虐待	0件	0%	4件	0.4%
経済的虐待	12件	17.1%	162件	18.2%

※横須賀市：虐待と判断した68件の重複件数です。

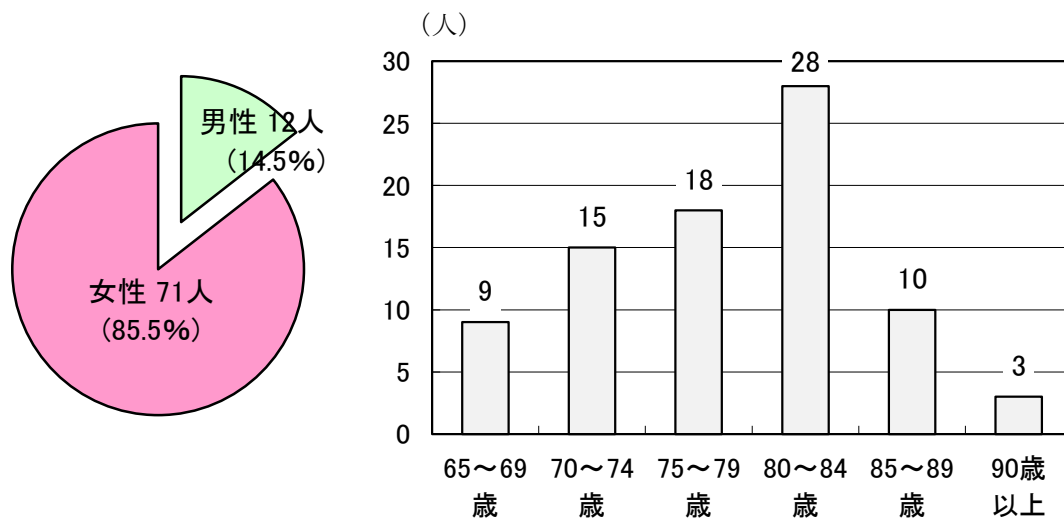
※神奈川県：虐待と判断した871件の重複件数です。

資料：①横須賀市：平成27年度高齢者虐待防止事業報告書

②神奈川県：平成27年度における県内の高齢者虐待の状況について

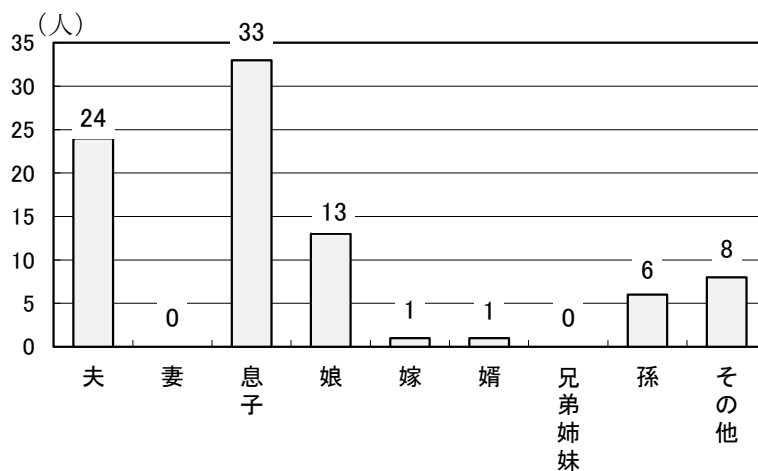
高齢者虐待の類型は、身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待となっています。

図表126 平成28年度被虐待者83人の性別・年齢



資料：平成28年度高齢者虐待防止事業報告書より作成

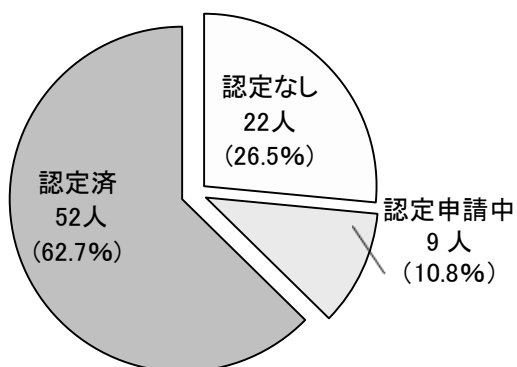
図表127 平成28年度虐待ありと判断した82件に対する虐待者の性別・続柄（重複あり）



資料：平成28年度高齢者虐待防止事業報告書より作成

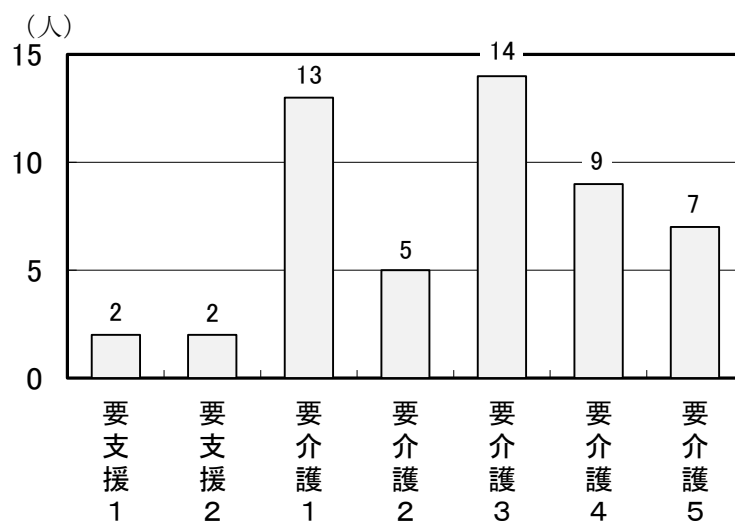
虐待者は、息子がもっとも多く、次いで夫となっており、合わせて全体の約6割を占めています。

図表128 平成28年度被虐待者83人の介護保険認定申請の状況



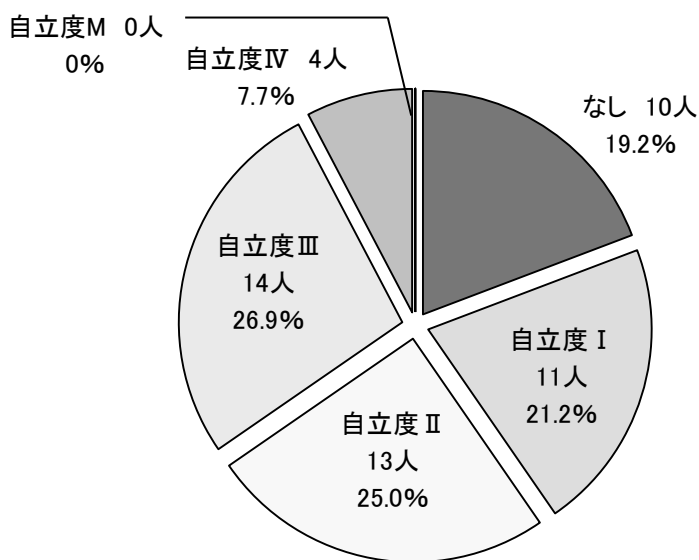
資料：平成28年度高齢者虐待防止事業報告書より作成

図表129 平成28年度介護保険認定済み52人の要介護度の内訳



資料：平成28年度高齢者虐待防止事業報告書より作成

図表130 平成28年度介護保険認定済み52人の認知症高齢者の日常生活自立度



資料：平成28年度高齢者虐待防止事業報告書より作成

要介護認定を受けている被虐待者 52 人のうち、「認知症あり」は 42 人で、約 8 割の人が認知症を有しています。

図表131 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準

自立度	判定基準
なし	日常生活は自立している。
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
III	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患（意思疎通が全くできないねたきり状態）が見られ、専門医療を必要とする。

※認知症高齢者の日常生活自立度とは、高齢者の認知症の程度とそれによる日常生活の自立度を客観的に把握するため、介護保険の認定等で使用されている指標です。

資料：「認知症高齢者の日常生活自立度判定基準」の活用について（平成5年10月26日老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）

② 高齢者・介護者のためのこころの相談

高齢者・介護者のストレスなどを軽減することにより、高齢者虐待防止を図ることを目的として、心理相談員（臨床心理士）による相談を行っています。

図表132 高齢者・介護者のためのこころの相談の推移（件数）

年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
相談件数	26	44	54	48	51	45	43	47

資料：平成21年度～28年度高齢者虐待防止事業報告書より作成

③ 高齢者虐待防止のためのネットワークミーティングによる関係機関との連携

ア 個別部会

虐待の発生に関与する要因が複雑な場合などに、関係機関が情報を共有し、課題、支援の目標、対応方法、役割分担などを検討するために随時開催しています。

図表133 ネットワークミーティング個別部会の開催（回数）

年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
回数	10	18	26	46	25	25	15	36

資料：平成21年度～28年度高齢者虐待防止事業報告書より作成

イ 全体会

関係機関（169ページ図表136を参照）の管理者、施設長、職域代表を招き、高齢者虐待防止事業を総括し、連携の重要性とその方法について共有する場として年1回開催しています。

ウ 事例検討会

経済的虐待や成年後見制度の活用など法的な解釈が必要な事例や、精神疾患が絡む対応困難事例について、弁護士や医師などの専門職の助言を受けるため、必要時に開催しています。

④ 高齢者虐待防止の普及啓発

ア 市民啓発講演会

高齢者虐待防止に関する正しい知識・理解を深めるために、市民を対象にした講演会を年1回開催しています。

イ リーフレットの配布

高齢者虐待防止の普及啓発のため、リーフレットを配布しています。

⑤ 介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

介護施設従事者等の資質の向上を図るために、高齢者虐待防止研修会を年3回開催しています。

(2) 課題

① 未然防止

ア 市民への啓発

要介護認定を受けている人の約8割が認知症を有しており、虐待を受けやすい状況にあります。認知症や虐待に対する理解を深めるためにも市民への啓発が必要です。

また、虐待者は息子・夫が多いことから、男性介護者のストレス軽減などのために、男性介護者向けの講演会や研修会を開催していく必要があります。

イ 専門職を対象とした研修

介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するために、研修会を開催したり、施設へ講師派遣をして、資質向上を図っていく必要があります。

ウ 高齢者・介護者の支援

高齢者虐待の相談から、介護者は高いストレスを抱えていることがうかがえます。また、介護者の障害や疾病などにより介護が困難になり、高齢者虐待は起こりやすくなっています。

介護者のストレス軽減を図るため、「高齢者・介護者のためのこころの相談」を周知し、支援する必要があります。

虐待者のうち約6割が息子・夫であり、男性介護者の場合、家事・介護に不慣れであること、支援を拒んだりすることで孤立化することが多く、介護負担が生じやすくなるため、ストレス軽減などの支援を充実させる必要があります。

② 早期発見

ア 相談窓口の周知

家庭での介護は密室化し高齢者虐待と気づかず介護している場合があるため、虐待の潜在化を防ぐために、気軽に相談できる相談窓口や支援体制が必要となります。

イ 高齢者虐待対応マニュアルの整備・活用

関係機関とも協力し、適切に対応をしていくためには高齢者虐待対応マニュアルを整備し、活用していく必要があります。

③ 迅速かつ適切な対応

ア 初動期の対応

相談受け付け後に緊急性の判断と支援方針の決定を迅速かつ適切に行うことが必要です。

イ 虐待対応検討会議

効果的な支援や再発防止などのためには、地域包括支援センターと情報共有し、支援方針の決定と進捗管理をしていくことが必要です。

ウ ネットワークミーティング（個別部会）

適切な対応のためには、必要時、ネットワークミーティング（個別部会）を開催し、関係機関と情報共有など行い、支援をしていくことが必要です。

エ 事例検討会

虐待対応においては、弁護士、医師などの専門的な見地が必要になることがあります。必要時、専門家の判断を参考にする必要があります。

④ ネットワークミーティング全体会

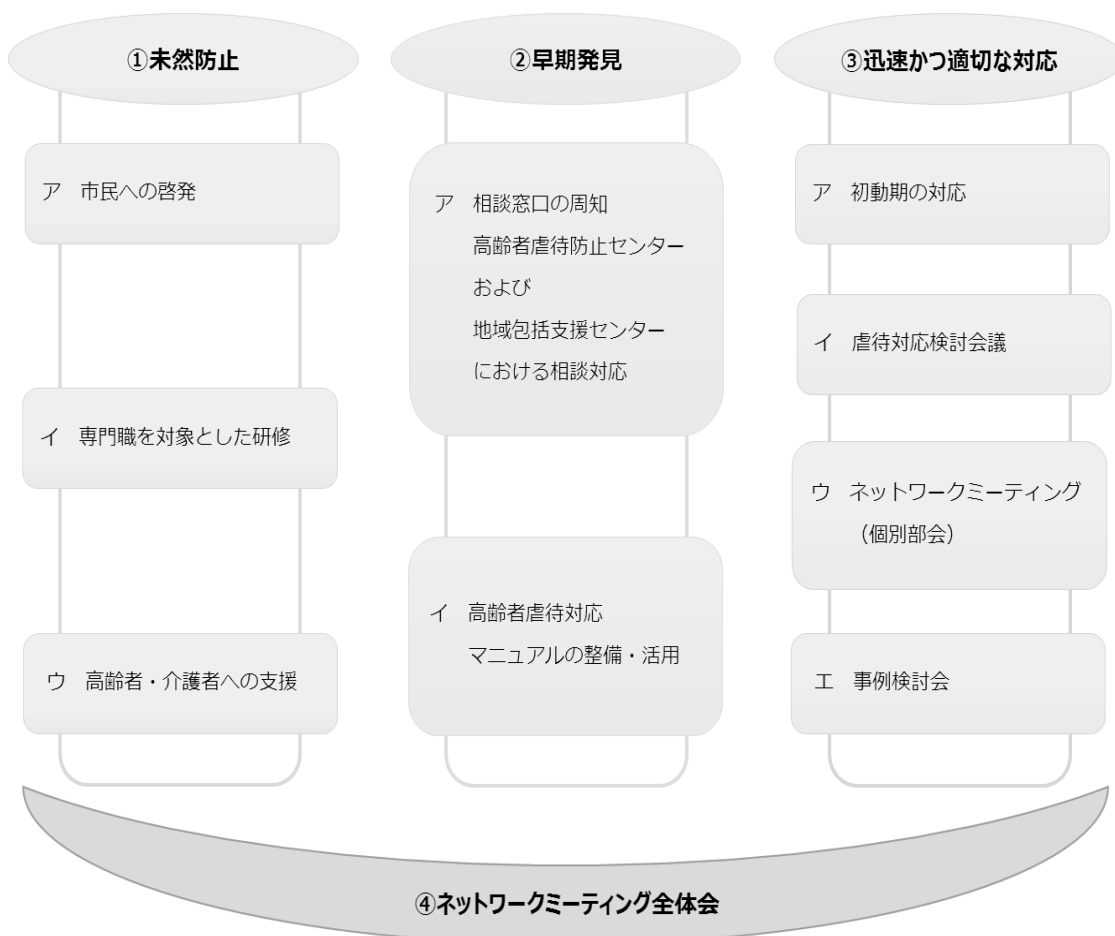
高齢者虐待の相談者は関係機関から約7割を占めていることから、有効な支援を行うために、ネットワークによる連携・支援体制の強化が必要です。

関係機関に組織として連携の重要性を認識してもらい、互いに課題を共有しながら協力をしていく必要があります。

(3) 施策の展開

高齢者虐待防止事業は、①未然防止、②早期発見、③迅速かつ適切な対応という3本の柱で事業を行い、④ネットワークミーティング全体会で活動を報告するとともに、関係機関の連携を深め、事業の展開に生かしていきます。

図表134 高齢者虐待防止事業について



① 未然防止

ア 市民への啓発

市民を対象とした講演会を継続していきます。
高齢者虐待防止の普及啓発のため、リーフレットを配布していきます。

イ 専門職を対象とした研修

介護に関わる専門職対象の研修会を継続していきます。また介護施設等からの依頼に対する出前研修を行います。

図表135 高齢者虐待防止の普及啓発の実績・計画

区 分	第6期実績			第7期計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
市民啓発講演会 (人数)	年1回 184人	年1回 164人	年1回 180人	年1回 180人	年1回 180人	年1回 180人
研 修 (延人数)	年3回 486人	年3回 497人	年3回 500人	年3回 500人	年3回 500人	年3回 500人

※平成29年度は見込み

ウ 高齢者・介護者の支援

一生懸命介護する介護者は、介護で疲れがたまり心に余裕がなくなり、介護が辛くなることがあります。高齢者への理解や介護・対応方法を知ることによって気持ちが楽になり介護が続けられます。介護者が介護を一人で抱え込まないよう支援を行っていきます。

介護者が話すことで気持ちが軽くなり、心の健康を保つことができるように、心理相談員（臨床心理士）による「高齢者・介護者のためのこころの相談」を行います。

男性介護者が孤立しないように関係制度の紹介や「認知症高齢者介護者の集い」などを周知し、支援をしていきます。また、男性介護者に向けた講演会や研修会を開催していきます。

② 早期発見

ア 相談窓口の周知

高齢者虐待防止に関する相談専用窓口の周知を行います。

＊通報専用電話 046-822-4370 （高齢者虐待防止センター）

市内12カ所に設置している地域包括支援センターの相談窓口の周知を行います。

イ 高齢者虐待対応マニュアルの整備・活用

高齢者虐待対応マニュアルを必要時改訂し、関係機関へ配付し活用を促します。

③ 迅速かつ適切な対応

ア 初動期の対応

相談受け付け時に緊急性の判断と支援方針決定を行い、地域包括支援センターとともに対応します。

イ 虐待対応検討会議

地域包括支援センターと情報交換し、虐待認定、対応方針の決定、支援の進捗管理をしていきます。

ウ ネットワークミーティング（個別部会）

虐待の発生に関与する要因が複雑で、関係機関で情報共有し、方向性を統一させて関わるのが効果的な事案について、対応方法、役割分担、今後の支援の方向性を検討するため、必要時開催していきます。

エ 事例検討会

経済的虐待や成年後見制度の活用など、法的な解釈を要したり、精神疾患があり問題が複雑に絡み合う対応困難ケースについて必要時事例検討会を開催し、弁護士や医師などの専門職から助言を受け対応していきます。

④ ネットワークミーティング全体会

関係機関と連携を深め、支援体制を強化するため、関係機関の管理者、施設長、責任者、職域代表を招いて、ネットワークミーティング全体会を年1回開催し、活動の報告、意見交換などを行います。各関係機関の協力を確認し合い、次年度の取り組みに反映させていきます。

図表136 高齢者虐待防止に向けたネットワーク

